議案第43号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月24日提出

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

提案理由 不妊治療に係る特別休暇を付与する等のため、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施 行規則等の一部を改正する規則について(概要)

1 改正理由

令和3年8月に行われた人事院の「公務員人事管理に関する報告」(以下「人事院報告」という。) において、個々の職員の希望や置かれている事情に応じた働き方が可能となる働きやすい勤務環境 を整備することが必要とされ、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関する複数の措置を一体的に 講じるべきとされ、

- ・不妊治療のための休暇の新設
- ・非常勤職員の産前及び産後の期間に係る休暇の有給化
- ・非常勤職員の配偶者の出産に係る休暇及び育児参加のための休暇の新設

に関した言及があった。

また、地方公務員制度を所管する総務省からも、「各地方公共団体においては、国家公務員に係る措置の内容に留意のうえ、妊娠・出産・育児に係る休暇の新設・有給化に関する必要な検討を進めるように」と助言されている。

加えて、本市の令和3年度の人事委員会報告においても、休暇・休業制度について、「国や他都市の動向を踏まえ、会計年度任用職員等の取扱いも含めて検討を進める必要がある」との言及がなされている。

以上のような経緯を踏まえ、教育委員会職員においても妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の充 実を目的に、規則の一部改正を行うもの。

2 改正規則

- (1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条 例施行規則(第1条関係)
- (2) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 規則(第2条関係)
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する規則(第3条関係)

3 改正内容

(1) 不妊治療のための特別休暇の新設(勤務時間規則別表第4関係、事務局会計年度規則及び学校会計年度規則別表第3関係)

別表に規定する特別休暇について、国家公務員に準じて、不妊治療のための休暇を新設するもの。

勤務時間規則別表第4

		新設
理由	期間又は日数	備考
6 不妊治療	休暇年度に5日(不妊治療	(1) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しない
に係る通院	に係る通院等が体外受精そ	<u>ことが相当であると認められる場合に与えられるもの</u>
<u>等</u>	の他の教育長が定める不妊	<u>とする。</u>
	治療に係るものである場合	(2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。
	にあっては、10日)を超え	(3) 第13条第5項から第7項まで及び第9項の規定
	ない範囲内において必要と	は、この休暇に準用する。
	認められる日数	

事務局会計年度規則別表第3及び学校会計年度規則別表第3

	新設				
理由	期間又は日数	備考			
5 不妊治療に	休暇年度に5日(不妊治療	(1) 会計年度任用職員等が不妊治療に係る通院等のた			
係る通院な	に係る通院等が体外受精そ	<u>め勤務しないことが相当であると認められる場合に与</u>			
<u>ど</u>	の他の教育長が定める不妊	<u>えられるものとする。</u>			
	<u>治療に係るものである場合</u>	(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、半日			
	にあっては、10日)を超え	単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分し、2回をもっ			
	ない範囲内において必要と	て1日の休暇とする。			
	認められる日数	(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8項の規			
		定は、この休暇に準用する。			

※学校会計年度規則は第16条

- (2)会計年度任用職員等の妊娠・出産・育児に係る休暇の有給化及び新設(事務局会計年度規則別表第3及び学校会計年度規則別表第3関係)
 - ア 「職員の出産」の有給化

会計年度任用職員等においても、下記のとおり正規職員と同様に、特別休暇「職員の出産」 を有給化することとする。

理由	改正前
<u>5</u> 職員の出産	【有給又は無給の別】
	無給

		理由	改正後
•	<u>6</u>	職員の出産	【有給又は無給の別】
			 <u>有給</u>

イ 「配偶者等の出産」の新設

会計年度任用職員等においても、下記のとおり正規職員と同様に、特別休暇「配偶者等の出産」を新設することとする。

理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
7 配偶者	<u>有給</u>	会計年度任用職員等の配	(1) 会計年度任用職員等の配偶者等の出産に
等の出産		<u>偶者等が出産するために</u>	<u>伴い勤務しないことが相当であると認められる</u>
		病院に入院する等の日か	<u>場合に与えられるものとする。</u>
		ら当該出産の日後2週間	(2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、
		<u>を経過する日までの期間</u>	半日単位の休暇は休憩時間の開始時刻で区分
		<u>において3日を超えない</u>	<u>し、2回をもって1日の休暇とする。</u>

<u>範囲内において必要と認められる日数</u>	(3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8 項の規定は、この休暇に準用する。
--------------------------	---

※学校会計年度規則は第16条(ウも同様)

ウ 「職員の育児参加」の新設

会計年度任用職員等においても、下記のとおり正規職員と同様に、特別休暇「職員の育児参加」を新設することとする。

	新設		
理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
8 職員の 育児参加	<u>有給</u>	一の産前産後期間において5日を超えない範囲内において必要と認められる日数	(1) 会計年度任用職員等の配偶者等が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者等の子を含む。)を養育する会計年度任用職員等が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられるものとする。 (2) 休暇は、1日、半日又は1時間単位とし、
			半日単位の休暇は休憩時間の開始時間で区分 し、2回をもって1日の休暇とする。 (3) 第17条第3項、第5項、第6項及び第8 項の規定は、この休暇に準用する。

4 施行期日

令和4年4月1日

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第 14号)の一部を次のように改正する。

別表第4中17の項を18の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 不妊治	休暇年度に5日	(1) 教
療に係る	(不妊治療に係	院等のた
通院等	る通院等が体外	であると
	受精その他の教	れるもの
	育長が定める不	(2) 休
	妊治療に係るも	は1時間
	のである場合に	(3) 第
	あっては、10	まで及び
	日)を超えない	暇に準用
	範囲内において	
	必要と認められ	
	る日数	

- (1) 教職員が不妊治療に係る通 院等のため勤務しないことが相当 であると認められる場合に与えら れるものとする。
- (2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。
- (3) 第13条第5項から第7項 まで及び第9項の規定は、この休 暇に準用する。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間 、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の 一部を次のように改正する。

別表第3中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の5の項中「無給」を「有給」に、「までの期間」を「までの期間(以下「産前産後期間」という。)」に改め、同項を同表の6の項と

し、同項の次に次のように加える。

7 配偶	有給	会計年度任用職	(1) 会計年度任用職員等の配
者等の		員等の配偶者等	偶者等の出産に伴い勤務しない
出産		が出産するため	ことが相当であると認められる
		に病院に入院す	場合に与えられるものとする。
		る等の日から当	(2) 休暇は、1日、半日又は
		該出産の日後2	1時間単位とし、半日単位の休
		週間を経過する	暇は休憩時間の開始時刻で区分
		日までの期間に	し、2回をもって1日の休暇と
		おいて3日を超	する。
		えない範囲内に	(3) 第17条第3項、第5項
		おいて必要と認	、第6項及び第8項の規定は、
		められる日数	この休暇に準用する。
8 職員	有給	一の産前産後期	(1) 会計年度任用職員等の配
の育児		間において5日	偶者等が出産する場合で、当該
参加		を超えない範囲	出産に係る子又は小学校就学の
		内において必要	始期に達するまでの子(配偶者
		と認められる日	等の子を含む。)を養育する会
		数	計年度任用職員等が、これらの
			子の養育のため勤務しないこと
			が相当であると認められるとき
			に与えられるものとする。
			(2) 休暇は、1日、半日又は
			1時間単位とし、半日単位の休
			暇は休憩時間の開始時刻で区分
			し、2回をもって1日の休暇と
			する。
			(3) 第17条第3項、第5項
			、第6項及び第8項の規定は、
			この休暇に準用する。

別表第3の4の項の次に次のように加える。

5 不	妊 有給	休暇年度に5日	(1) 会計年度任用職員等が不
治療	12	(不妊治療に係	妊治療に係る通院等のため勤務
係る	通	る通院等が体外	しないことが相当であると認め
院等		受精その他の教	られる場合に与えられるものと

育長が定める不 妊治療に係る場合に のでは、10 日)を超えないて 範囲内に認められ る日数 する。

- 妊治療に係るも
のである場合に(2)休暇は、1日、半日又は
1時間単位とし、半日単位の休
暇は休憩時間の開始時刻で区分
し、2回をもって1日の休暇と
範囲内において
- 必要と認められ (3) 第17条第3項、第5項 る日数 、第6項及び第8項の規定は、 この休暇に準用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第 5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の5の項中「無給」を「有給」に、「までの期間」を「までの期間(以下「産前産後期間」という。)」に改め、同項を同表の6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 配偶	有給	会計年度任用職	(1) 会計年度任用職員の配偶
者等の		員の配偶者等が	者等の出産に伴い勤務しないこ
出産		出産するために	とが相当であると認められる場
		病院に入院する	合に与えられるものとする。
		等の日から当該	(2) 休暇は、1日、半日又は
		出産の日後2週	1時間単位とし、半日単位の休
		間を経過する日	暇は休憩時間の開始時刻で区分
		までの期間にお	し、2回をもって1日の休暇と
		いて3日を超え	する。
		ない範囲内にお	(3) 第16条第3項、第5項
		いて必要と認め	、第6項及び第8項の規定は、
		られる日数	この休暇に準用する。
8 職員	有給	一の産前産後期	(1) 会計年度任用職員の配偶
の育児		間において5日	者等が出産する場合で、当該出
参加		を超えない範囲	産に係る子又は小学校就学の始
		内において必要	期に達するまでの子(配偶者等
•	•	•	,

と認められる日数

の子を含む。)を養育する会計 年度任用職員が、これらの子の 養育のため勤務しないことが相 当であると認められるときに与 えられるものとする。

- (2) 休暇は、1日、半日又は 1時間単位とし、半日単位の休 暇は休憩時間の開始時刻で区分 し、2回をもって1日の休暇と する。
- (3) 第16条第3項、第5項 、第6項及び第8項の規定は、 この休暇に準用する。

別表第3の4の項の次に次のように加える。

757 257 750	- ^	2000 B 200	74F / C
5 不妊	有給	休暇年度に5日	(1) 会計年度任用職員が不妊
治療に		(不妊治療に係	治療に係る通院等のため勤務し
係る通		る通院等が体外	ないことが相当であると認めら
院等		受精その他の教	れる場合に与えられるものとす
		育長が定める不	る。
		妊治療に係るも	(2) 休暇は、1日、半日又は
		のである場合に	1時間単位とし、半日単位の休
		あっては、10	暇は休憩時間の開始時刻で区分
		日)を超えない	し、2回をもって1日の休暇と
		範囲内において	する。
		必要と認められ	(3) 第16条第3項、第5項
		る日数	、第6項及び第8項の規定は、
			この休暇に準用する。
<i>I</i> → Bil		•	•

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

	兼	折			III	
長第4(第1	6条関係) 特別休暇	受の基準	別表第4	4(第16	条関係) 特別休暇の基	進
理由	期間又は日数	備考		理由	期間又は日数	備考
	略			<u>'</u>	'	
6 不妊治	休暇年度に5日(不妊治	(1) 職員が不妊治療に係る通院等				
療に係る	療に係る通院等が体外受	のため勤務しないことが相当である				
通院等	精その他の教育長が定め	と認められる場合に与えられるもの				
	る不妊治療に係るもので	とする。			略	
	ある場合にあっては、1	(2) 休暇は、1日、半日相当又は				
	0日)を超えない範囲内	1時間単位とする。				
	において必要と認められ	(3) 第13条第5項から第7項ま				
	る日数	で及び第9項の規定は、この休暇に				
		準用する。				
<u>7</u> 略		略	6	略	Щ	各
8 略		略	7	略	н	各
9 略		略	8	略	Ш	各
10 略		略	9	略	И	各
11 略		略	10	略	н	各
12 略		略	11	略	Ш	各
<u>13</u> 略		略	12	略	Н	各

	新		旧	
14 略	略	13 略	H ₁	<u>\$</u>
15 略	略	<u>14</u> 略	H ₁	<u>\$</u>
16 略	略	15 略	H	<u>\$</u>
17 略	略	16 略	ĸ	Š.
18 略	略	<u>17</u> 略	\mathbb{H}_{i}	<u>Y</u>

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表(第2条関係)

to take the control of the control o		新			The bits and the second	for tite	日	
表第3(第1	6条、第	18条関係) 特別休暇 <i>0</i>)基準	別	表第3(第1	6条、第	1 8 条関係) 特別休暇の	基準
理由	有給又 は無給 の別	期間又は日数	備考		理由	有給又 は無給 の別	期間又は日数	備考
	1 7,00	略				1 77		
5 不妊治 療に係る 通院等	有給	休暇年度に5日(不妊治療に係る通 院等が体外受精そ の他の教育長が定 める不妊治療に係 るものである場合 にあっては、10 日)を超えない範 囲内において必要 と認められる日数	時間単位とし、半日単位の休暇は 休憩時間の開始時刻で区分し、2 回をもって1日の休暇とする。				略	
<u>6</u> 職員の 出産	<u>有給</u>	医師又は助産師の 証明に基づき、出 産の予定日以前6			<u>5</u> 職員の 出産	無給	医師又は助産師の 証明に基づき、出 産の予定日以前 6	

	新			旧	
	週間目(多胎妊娠			週間目(多胎妊娠	
	の場合にあっては		0	の場合にあっては	
	、14週間目)に			14週間目)に	
	当たる目から出産	略	 ਜੂ	当たる日から出産	
	後8週間目に当た			後8週間目に当た	
	る日 <u>までの期間(</u>			る日 <u>までの期間</u> に	
	以下「産前産後期			おいてあらかじめ	
	間」という。) に		业	必要と認められる	
	おいてあらかじめ		其	期間	
	必要と認められる				
	期間				
7 配偶者 有給	会計年度任用職員	(1) 会計年度任用職員等の配偶			
等の出産	等の配偶者等が出	者等の出産に伴い勤務しないこと			
	産するために病院	が相当であると認められる場合に			
	に入院する等の日	与えられるものとする。			
	から当該出産の日	(2) 休暇は、1日、半日又は1			
	後2週間を経過す	時間単位とし、半日単位の休暇は			
	る日までの期間に	休憩時間の開始時刻で区分し、2			略
	おいて3日を超え	回をもって1日の休暇とする。			

	新			旧	
	ない範囲内におい	(3) 第17条第3項、第5項、			
	て必要と認められ	第6項及び第8項の規定は、この			
	る日数	休暇に準用する。			
8 職員の 有給	一の産前産後期間	(1) 会計年度任用職員等の配偶			
育児参加	において5日を超	者等が出産する場合で、当該出産			
	えない範囲内にお	に係る子又は小学校就学の始期に			
	いて必要と認めら	達するまでの子(配偶者等の子を			
	れる日数	含む。)を養育する会計年度任用			
		職員等が、これらの子の養育のた			
		め勤務しないことが相当であると			
		認められるときに与えられるもの			
		とする。			
		(2) 休暇は、1日、半日又は1			
		時間単位とし、半日単位の休暇は			
		休憩時間の開始時刻で区分し、2			
		回をもって1日の休暇とする。			
		(3) 第17条第3項、第5項、			
		第6項及び第8項の規定は、この			
		休暇に準用する。			

新	旧
<u>9</u> 略	<u>6</u> 略
<u>10</u> 略	<u>7</u> 略
<u>11</u> 略	<u>8</u> 略
12 略 略	<u>9</u> 略
13 略 略	10 略
<u>14</u> 略	11 略 略
<u>15</u> 略	<u>12</u> 略 略
16 略	13 略

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表(第3条関係)

		新					旧	
表第3(第1	5条、第	17条関係) 特別休暇 <i>0</i>	D基準	別	表第3(第1	5条、第	17条関係) 特別休暇の)基準
理由	有給又は無給	期間又は日数	備考		理由	有給又は無給	期間又は日数	備考
	の別	m fe				の別		
		略						
5 不妊治	有給	休暇年度に5日((1) 会計年度任用職員が不妊治					
療に係る		不妊治療に係る通	療に係る通院等のため勤務しない					
通院等		院等が体外受精そ	ことが相当であると認められる場					
		の他の教育長が定	合に与えられるものとする。					
		める不妊治療に係	(2) 休暇は、1日、半日又は1				略	
		るものである場合	時間単位とし、半日単位の休暇は					
		にあっては、10	休憩時間の開始時刻で区分し、2					
		日)を超えない範	回をもって1日の休暇とする。					
		囲内において必要	(3) 第16条第3項、第5項、					
		と認められる日数	第6項及び第8項の規定は、この					
			休暇に準用する。					
6 職員の	<u>有給</u>	医師又は助産師の			5 職員の	無給	医師又は助産師の	
出産		証明に基づき、出			出産		証明に基づき、出	
		 産の予定日以前6					産の予定日以前6	

	新				旧		
	週間目(多胎妊娠				週間目(多胎妊娠		
	の場合にあっては				の場合にあっては		
	、14週間目)に				、14週間目)に		
	当たる日から出産				当たる目から出産		
	後8週間目に当た				後8週間目に当た		
	る日 <u>までの期間(</u>				る日 <u>までの期間</u> に		
	以下「産前産後期				おいてあらかじめ		
	間」という。) に				必要と認められる		
	おいてあらかじめ				期間		
	必要と認められる						
	期間						
7 配偶者 有給	会計年度任用職員	(1) 会計年度任用職員の配偶者					
等の出産	の配偶者等が出産	等の出産に伴い勤務しないことが					
	するために病院に	相当であると認められる場合に与					
	入院する等の日か	えられるものとする。					
	ら当該出産の日後	(2) 休暇は、1日、半日又は1					
	2週間を経過する	時間単位とし、半日単位の休暇は					
	日までの期間にお	休憩時間の開始時刻で区分し、2				略	
	いて3日を超えな	回をもって1日の休暇とする。					

	新			旧		
	い範囲内において	(3) 第16条第3項、第5項、				
	必要と認められる	第6項及び第8項の規定は、この				
	日数	休暇に準用する。				
8 職員の 有給	一の産前産後期間	(1) 会計年度任用職員の配偶者				
育児参加	において5日を超	等が出産する場合で、当該出産に				
	えない範囲内にお	係る子又は小学校就学の始期に達				
	いて必要と認めら	するまでの子(配偶者等の子を含				
	れる日数	む。)を養育する会計年度任用職				
		員が、これらの子の養育のため勤				
		務しないことが相当であると認め				
		られるときに与えられるものとす				
		る。				
		(2) 休暇は、1日、半日又は1				
		時間単位とし、半日単位の休暇は				
		休憩時間の開始時刻で区分し、2				
		回をもって1日の休暇とする。				
		(3) 第16条第3項、第5項、				
		第6項及び第8項の規定は、この				
		休暇に準用する。				

	新		旧	
 				ı
<u>9</u> 略	略	<u>6</u> 略	略	
10 略	略	_ <u>7</u> 略	略	
11 略	略	<u>8</u> 略	略	
12 略	略	9 略	略	
13 略	略	10 略	略	
14 略	略	<u>11</u> 略	略	
<u>15</u> 略	略	12 略	略	
<u>16</u> 略	略	<u>13</u> 略	略	